## 厚生労働省告示第二百六十九号

介 護 の 施 規 設 指 サー 予 定に基づき、 定 防サー 居 ビス等に 宅 サー ビスに要する費 ビスに 厚生労 要す る 要 働大臣 費 する 用 費 用 の が 用 額 の 定め の額 額 の 算 の る 算 定 の 算 夜 定 に 勤 に 関 定 関 する に を行う職 す . 関 基 する る 基 準 準 員 基準 ( 平成十二年厚生省告示第十九号) 、 (平成十二年厚生省告示第二十一号)及び指定 平 の 勤 務 成 + 条 件に 八年 関 厚生労働 する基 準 省告示第百二十七号) (平成十二年厚生省 指定

平成二十年四月十日

告示第二十九号)

の一部を次のように改正し、

平成二十年五月一日から適用する。

省略・新旧対照表を参照のこと】

厚生労働大臣 舛添 要一

$\overline{}$
傍
線
0)
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

指定短期入所療養介護の を人保健施設短期入所療養介護の を人保健施設短期入所療養介護の 短期入所療養介護のを勤を行う看護 短期入所療養介護の 短期入所療養介護の 短期入所療養介護の を動を行う看護職 でで、常時、緊急時 おって、常時、緊急時 おって、常時、緊急時 が護老人保健施設短期 でする基準 する基準 する基準 する基準 する基準 おって、常時、緊急時 に口 介護老人保健施設 に口 介護老人保健施設 を動を行う看護職 がして得た数以上)で おって、常時、緊急時 に口 介護老人保健施設 を動を行う看護職 がして得た数以上)で が護老人保健施設 を動を行う看護職 がして得た数以上)で が護老人保健施設 に口 介護老人保健施設 を動を行う看護職 がる基準	改
養施との護職との変動を行きを変してあるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのである。とのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるととのであるというである。	正
職員の勤務条件に関する 職員の勤務条件に関する基準 作に関する基準 行う職員の数が二以上(指定 を整備しているものにあること。 行う職員の勤務条件に関する基準 を整備しているものにあること。 行う職員の勤務条件に関する基準 を整備しているものにあること。 行う職員の勤務条件に関する基準 を整備しているものにあること。 行う職員の勤務条件に関する基準 を整備しているものにあること。 行う職員の勤務条件に関する基準	案
二 指定短期入所療養介護の夜期 基準 老人保健施設短期入所療養介護の夜勤を行う職員の変動を行う職員の大所者の数の合計数が四十八所者の数の合計数が四十八、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体で、常時、緊急時の連絡体であること。	現
の夜勤を行う職員の勤務条件に関する職員の勤務条件に関する職員の勤務条件に関する基準短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所務を一次である。  「四十以下の介護者人保健施設であってと。」 「連絡体制を整備しているものにあって」と。」 「こと。」 「こと。」 「こと。」 「一次の一様の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点である。」 「「一方職」の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の一点の	行

## する基準

- ること。 るものにあって 夜勤 を行う看護職員又は介護職員の数が二以上であ ただし は 常時 緊急時 以 上でよ の連絡体制を整備して
- 整備し、 していること。 テーションとの連携により 看護職員により、 かつ、 必要に応じて診療の補助を行う体制を整備 又は病院、 夜勤時間帯を通じて連絡体制を 診療所若しくは訪問看護ス
- す に関する基準 べき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件 ニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定
- 務 完すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Iを) 条件に関する基準

ごとに夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上で 規定するユニット 0 ユニット (指定居宅サー をいう。 以 ビス基準第百 下 口 におい て同じ。 五. 十 五 条の

算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の ユニット 型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅱを

務 条件に関する基準 □及び11□bに掲げる基準に該当するものであること。

期入所療養介護費、 護費又はユニット型病院療養病床経過型短期入所療養介護費 病院療養病床短期入所療養介護費、 務 - 定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤ユニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費Ⅲを 条件に関する基準 ─及び⑴□bに掲げる基準に該当するものであること。 ユニット型病院療養病床短期入所療養介 病院療養病床経過型短

を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務

口

す に関する基準 、べき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件 ニット型介護老人保健施設短期入所療養介護費を算定

に夜勤を行う看護職員又は介護職員の数が一以上であるこ に規定するユニ 0 ツ 1 ット 指 を 定 いう。 居宅 サ 以 下 Ì ビ ス 口 基準第百五十 いて同じ。 五条の一

期入所療養介護費又はユニット型病院療養病床短期入所療養 介護費を算定すべき指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員 病院療養病床短期入所療養介護費、 病院療養病床経過型短

口

条件に関する基準

の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護1、病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過

(略)

イ<br />
②<br />
一<br />
の<br />
規定を<br />
準用する。

三~五 (3) (略)

(3) (略)

務条件に関する基準ス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤ス費を算定すべき介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サービ

スの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サービ

ービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準<br/>
① 介護保健施設サービス費Iを算定すべき介護保健施設サ

第二号イ11一の規定を準用する。

第二号イ11口の規定を準用する。 ービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 ② 介護保健施設サービス費Ⅱを算定すべき介護保健施設サ

ービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(3) 介護保健施設サービス費∭を算定すべき介護保健施設サ

二号イ11三の規定を準用する。

ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健

口

の勤務条件に関する基準

の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準型短期入所療養介護費を算定すべき指定短期入所療養介護① 病院療養病床短期入所療養介護費又は病院療養病床経過

(一~三 (略)

する基準
き指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関き指定短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費を算定すべ

イ<br />
②<br />
の<br />
規定を<br />
準用する。

三 (3) (略) (略)

基準介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する

の勤務条件に関する基準ビス費を算定すべき介護保健施設サービスの夜勤を行う職員イー介護保健施設サービス費又はユニット型介護保健施設サー

ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準(1) 介護保健施設サービス費を算定すべき介護保健施設サー

第二号イ11の規定を準用する。

ユニット型介護保健施設サービス費を算定すべき介護保

(2)

施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

健施設サー

ピ

スの

夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準

(1)保健 ユニット 施 設 サ 型介護保健施設サービス費」を算定すべき介護 ピ ス 0) 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

第二号イ 2一の規定を準用する。

(2)保 健 ユ = 施 ット 設 サ 1 型 介 ビ ス 護保健施設サービス費Ⅱ) 0 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 を算定すべ き介護

第 2口の規定を準用する。

(3)保 健 ユ 施 = ット 設サー 型 介 ピ ス 護保健施設サービス費Ⅲ) 0 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 を算定すべき介護

号 イ (2) (三) 0 規定を準用する。

> 第 一号 イ(2) の規定を準用する。

介護保健施設 規模介護老人保健 夜勤を 行う職 サ ピ 員 ス費を算定すべ 施設サー 勤 務条件に ビス費又はユニット き指定介護保健施設サー 関する基準 型小規模

口

設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準 小規模介護保 健施設サ ĺ がする。 Ľ ス費を算定すべ き介護保 健 施

二号イ(1)

の規定を準用

(2)る基準 介護保健施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に関す ニット型小規模介護保健施設サー ビス 費を算定すべき

第二号イ(2) の規 定を準用する。

七 する基準 指定介護療養施設サービスの夜勤を行う職員の勤務条件に 関

件に関する基準 定すべき指定介護療養施設サー サービス費又はユニット型療養型介護療養施設サービス費を算 療養型介護療養施設 サー ピ ス費、 ビスの夜勤を行う職員の勤務条 療養型経過型介護療養施設

定介護療養施設サー ニット型療養型経過型介護療養施設サービス費を算定すべき指 する基準 療養型介護療養施設 ・ビス費 ユ ニット型療養型介護療養施設サービス費又はユ養施設サービス費、療養型経過型介護療養施設 ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に関する

基準

七

指定介護療養施設サー

・ビスの夜勤を行う職員の勤務条件に

関

1 略

口 療 療 養施設 養 ユ 型 = ット 経 サー 過 型 型 - ビスの 介 療養型介護療養施設サービス費又は 規定を準用する。 護 |療養施設サービス費を算定すべき指定 夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 ユ ニット 介護 準 型

第二号ロ (2)0

略

(略)

に関する基準 九 指定介護 予 防 短 期入所療養介護の夜勤を行う職 員 0) 勤 務 条件

条件に関する基準 ベ き指定介護予防 型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定す 介護老人保 健 施 (短期入所療養介護の夜勤を行う職 設 介護予防短期入所療養介護費又は 員 0 ユ ニッ 勤 務

- (1)務条件に関する基準 き指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護費を算定 員 0) 勤す
- 員 定 0 す 介護 勤 べき指定介護予防短期 老人保 務条件に関する基準 健 l.施設介護予防短期入所療養介護費 入所療養介護 0) 夜勤を行う (I) `を 算 職

第 号イ(1) の規定を準用する。

員 定 0 すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う 勤 護 務条件に関する基準 老人保健施設介護予防短期入所療養介護 · 費 (Ⅱ) を算 職

第二号イ川口の規定を準用する。

 $(\Xi)$ 員 す 0 介 勤務条件に関する基準 護 老人保 き指定介護予防短期入所療養介護の夜勤 ·健施設介護予防短期入所療養介護費 を行  $(\Pi)$ を算 職

二号イ(1)三の規定を準用する。

を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行ユニット型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

(2)

口 る基準 定介護療 ユ ニット型療養型介護 養 施 設 サー ピ ス 療養施設 0) 夜勤を行う サー 職 ビス費を算定すべき指 員 への勤務条件に関す

第二号 口 (2)0) 規 定 を 準 用 する。

(略)

九八 (略)

に関する基準 指定介護予防 短 期 入所 療 養 介 護 の 夜勤を行う職員の勤務 条件

卜型介護老人保健施設介護予 き指定介護予防 介護老人保健 施 短期入所療養介護の夜勤を行う職員 設 介護予防 防 短 短期入所療養介護費を算定す 期入所療養介護費又は の勤 ユニッ 務

務条件に関する基 き指定介護予防短期入所 介護老人保健 施設介護予防 準 療養介護の夜勤を行う職員 短期入所療養介護費を算定す (の勤

条件に関する基準

第 号 イ (1)0 規 定を準用する。

(2)費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行 ニット 型 介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護

う職 員の勤務条件に関する基準

う職員

0

勤

務条件に

関する基

準

勤 費 (I) を ユニッ 行う を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の 職 卜型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介 員 0 勤 務条件に関する基準 夜

第一 号 1 (2) (—) 0 規定を準用する。

第

号

イ (2)

0) 規

定を準用

がする。

勤 護 費 (II) ユニット を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の 型介 護老人保健施設介護予防短期入所療養介 務条件に関する基準 夜

一号イ 0 規定を準用する。 を

行う

職

員

0

勤

勤 護 を 費 行う (III)ツト を算定すべき指定介護予防短期 職 員 型介護老人保健施設介護予防短期入所療養介 0 勤 務条件に関する基準 入所療養介護の 夜

第二号イ②三の規定を準用する。

口

病 床

短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基

床介護予防短期

口 防 経過型介護予 介護 短期入所療養介護の夜勤を行う職員の勤務条件に関する基 過型介護予 院 予 療養病床介護予防短期入所療養介護費、 防 短 防短期入所療養介護費を算定すべき指定介護予 期 防 入 短期入所療養介護費 所 療養介護費又は ユニット型病院療養病床 ユニット 型病 病院 院 療 養 療 養 病 病 床

(2) (1) 準

護費を算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤 は 1う職員 ユニット ユニット の勤務条件に関する基準 型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費又

第二号ロ (2)の規定を準用する。

略

略

+

病 経過型介護予 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費、 防 短 期入 入所療養介護費を算定すべき指定介護予防 所 療 養 介護費又はユニット型病院療養 病院療養

(2) (1)算定すべき指定介護予防短期入所療養介護の夜勤を行う職 員の勤務条件に関する基 ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費を

略 口 (2)0 規 定を準用する。

略

(3)

+

六頁